

## 部外者の自動車操縦及び整備訓練の協力申請について

昭和 35 年 5 月 9 日  
陸幕 1 電第 66 号

改正 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

### (例規 31)

部外者の自動車操縦及び整備訓練の協力申請については、じ今原則として次の各号のすべてに該当する場合においてのみ協力するものとする。

- 1 部隊の訓練に支障を来たさないこと。
- 2 協力申請者が公共団体又は学校の推薦する団体であること。
- 3 協用に当たっては申請者が訓練に必要な車両、燃料等を携行するものとし、陸上自衛隊の協力が自動車操縦及び整備の技術的指導及び訓練場の利用の程度であること。ただし、隊内生活体験のため隊内に宿泊し、隊食を喫食することは差し支えない。